

四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第18号

四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年四日市市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害援護資金の貸付け)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた時はこの限りでない。</u></p> <p><u>4 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(利率)</p> <p>第13条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項に定める利率について市長が特に必要があると認めるときは、同項に定める利率を上限として、市長が規則において別に定めるものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第14条 災害援護資金は、年賦償還、</p>	<p>(災害援護資金の貸付け)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利率)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(償還等)</p> <p>第14条 災害援護資金は、年賦償還又</p>

半年賦償還又は月賦償還とする。

2 (略)

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

は、半年賦償還とする。

2 (略)

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例第11条、第13条及び第14条の規定は、施行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

(健康福祉部健康福祉課)